

佐倉市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令又は省令において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第六条第一項各号に掲げる基準をいう。
- 二 性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- 三 住宅型式性能認定 品確法第三十条第一項に規定する住宅型式性能認定をいう。

- 四 認証型式住宅部分等 品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等をいう。
- 五 特別評価方法認定 品確法第五十八条第一項に規定する特別評価方法認定をいう。

(性能評価機関の技術的審査)

第三条 法第五条第一項、第二項若しくは第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請しようとする者は、当該申請を行う前に、長期優良住宅建築等計画が、次に掲げる基準に適合していることについて、性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

一 法第六条第一項第一号の住宅の構造及び設備に関する基準

二 法第六条第一項第二号の住宅の規模に関する基準

三 法第六条第一項第四号イ又は同項第五号イの建築後の住宅の維持保全の方法等に関する基準

四 法第六条第一項第四号ハ又は同項第五号ロの資金計画に関する基準

2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、性能評価機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を認定申請書に添付することができる。

3 前項の規定により添付する適合証は、第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合していることを証したものでなければならぬ。

(認定の申請書に添付する図書)

第四条 省令第二条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 前条第一項の規定により性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、適合証

二 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅にあつては、住宅型式性能認定書又は同等の確認書の写し

三 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

四 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し

2 省令第二条第三項の所管行政庁が必要と認める図書は、前項各号の適合証等を添付した場合にあつては、当該適合証等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る計算書及び図書とする。

（認定基準）

第五条 法第六条第一項第三号の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものは、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る土地の区域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に

規定する都市計画施設の区域内に存しないこととする。

（建築確認申請書等の提出部数）

第六条 法第六条第二項の規定により提出する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、正本一通及び副本二通）とする。

2 前項の申請書には、省令第二条第一項に規定する申請書の副本二通を添付するものとする。

（申請の取下げ）

第七条 法第五条第一項、第二項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第九条の規定による認定又は第十条の規定による承認を申請した者が、これを取り下げようとするときは、取下届（別記様式第一号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、取下届受理通知書（別記様式第二号）に当該届出を受理した旨を表示した当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該届出者に通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第八条 市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項の規定による認定の申請に係る申請図書等には、備があると認めるとき又は審査により認定基準の不適合（法第六条第二項の申出をした場合にあっては、建築基準関係規定に関する不適合を含む。）が認められた場合等において、申請者が当該図書等の補正、

変更等に応じないときは、不認定通知書（別記様式第三号）により当該申請者に通知するものとする。  
（建築が完了した旨の報告）

第九条 認定計画実施者は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）三の二に基づき、市長より報告を求められたときは、完了報告書（別記様式第四号）に建築士による工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和二十五年建築省令第三十八号）第十七条の十に規定する工事監理報告書をいう。）、登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書又は主任技術者による計画に従って施工した旨の証明書（工事監理報告書に準じた内容が記載されたものに限る。）等を添えて市長に報告するものとする。

（改善命令）

第十条 法第十三条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに改善命令書（別記様式第五号）により行うものとする。

（取りやめる旨の申出）

第十一条 認定計画実施者は、法第十四条第一項第二号に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、取りやめ届（別記様式第六号）により行うものとする。

（認定を取り消す旨の通知）

第十二条 法第十四条第一項第一号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（別記様式第七号）により行うものとする。

2 法第十四条第一項第二号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（別記様式第八号）により行うものとする。

## 附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。